

静岡市ホームページバナー広告 広告代理者募集要領

1 目的

本募集要領は、静岡市が管理する静岡市ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載するバナー広告の取扱いを行う広告代理者を募集し、選定するために必要な事項を定めます。

2 広告代理者の業務

- (1) バナー広告枠の一括買い取り
- (2) 代理広告掲載希望者の募集・営業
- (3) バナー広告原稿（画像データ）の作成・受領
- (4) 市へ提出する申込書類の取りまとめ
- (5) 広告掲載申込書類の提出
- (6) リンク先確認、差替え対応、掲載後の問い合わせ対応
- (7) 静岡市広告審査会の審査に必要な情報提供
- (8) 掲載期間管理・報告
- (9) 市との協議および必要な調整

3 最低募集価格

705,000 円（税抜）とする。

なお、最低募集価格を下回る見積価格の提案は無効とする。

4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

5 応募資格

応募時点で、以下の全ての項目を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税並びに静岡市税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をして

いないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) 及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。

- (5) 募集開始日から広告代理者選定の日までの間のいずれの日において、静岡市入札参加停止等措置要綱（平成31年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中の者でないこと。
- (6) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体、若しくは民間事業者のウェブサイトにおいて、バナー広告の取扱業務の実績を有していること

6 提出書類

- (1) 広告代理者申込書兼資格確認書
- (2) 見積書
- (3) 会社概要
- (4) 同様業務の実績を示す書類
- (5) その他、市が必要と認め提出を依頼する書類

7 申込方法

6 提出書類を郵送又は持参にて提出ください

提出先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所静岡庁舎8階 広報課 報道広報係

8 選定方法

選定は提出書類による書面審査を行い、見積書を比較し、最も高い額を提示した者を選定する。最高額が同額の場合は、厳正なる抽選により選定する。

9 スケジュール

- ・募集開始日：令和8年2月13日
- ・提出書類受付期間：募集開始日から令和8年2月26日
- ・選定結果通知日：令和8年2月27日
- ・契約締結日：令和8年4月1日
- ・広告掲載期間：契約日から令和9年3月31日

10 その他

- (1) 選定結果通知日から契約日までの間に、静岡市広告審査会を開催することも可能です。
- (2) 本募集要領に定めのない事項は、静岡市ホームページバナー広告掲載仕様書、静岡市広告掲載基準（平成23年5月11日施行）、静岡市ホームページに掲載する広告の取扱要綱（平成18年7月19日施行）によります。